

鹿児島県は、中小事業者が省エネ設備等を導入する経費を支援します！

令和4年2月
鹿児島県地球温暖化対策室

対象となる事業者

- ・ 県内に事業所を置く法人その他の団体(大企業や市町村等を除く。)
- ・ 県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者

対象となる設備等

- ・ 省エネ設備(LED照明、空調設備等)
- ・ エネルギーマネジメントシステム(EMS)機器 など

設備等の要件

- ・ 省エネ診断において提案されたものであること
- ・ 既存設備の更新であること(EMS機器等を除く)
- ・ 新品(未使用品)であること
- ・ 国の補助金又は県の他の補助金を併用するものではないこと など

補助率

種類	認証・登録	補助率	補助上限額
EMS機器以外	あり	2分の1以内	300万円以内
	なし	3分の1以内	200万円以内
EMS機器	あり	2分の1以内	150万円以内
	なし	3分の1以内	100万円以内

注 「認証・登録」とは、環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21及びKES・環境マネジメントシステム・スタンダードに限る。)の認証・登録をいいます。

詳細については

- ・ この事業の実施は、県議会における予算の承認を前提としており、今後、制度内容が変更される場合があります。予算が承認され、事業実施の準備が整い次第、募集を開始しますので、しばらくお待ちください。
- ・ ご不明な点がございましたら、県庁地球温暖化対策室までお問合せください。(電話:099-286-2586 Email: epchikyu@pref.kagoshima.lg.jp)

詳しくはこちら

